

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会
名誉会員ならびに特別会員に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会定款第5条3による名誉会員ならびに同条5による特別会員（以下併せて「名誉会員等」という）の推薦に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会員の被推薦資格)

第2条 名誉会員の被推薦資格は、64歳以上の正会員で、整形外科学および運動器科学におけるスポーツ医学の進歩、発展、教育、医療の普及に特に功績のあった者の中から、次の条件を満たす者とする。

- ① この法人の理事長を務めた者。
- ② この法人の学術集会の会長を務めた者。
- ③ 上記に準ずる功績のあった者

(特別会員の被推薦資格)

第3条 特別会員の被推薦資格は、64歳以上の正会員で、次の条件を満たす者とする。

- ① この法人の理事または監事を務めた者。
- ② この法人の各種委員会委員長を2期以上務めた者。

(名誉会員等の就任)

第4条 名誉会員等の就任は、理事長が候補者を推薦し、理事会における承認を経て、本人がこれを承諾することによって行われる。

(名誉会員等の恩典等)

- 第5条 名誉会員等は、定款第7条2項によりこの法人の会費を支払うことを要しない。
- 2 名誉会員等は、この法人の学術大会・研修会への参加及び刊行物を無料とする。
 - 3 名誉会員等は、この法人の社員総会に出席して意見を述べるができる。但し、議決権を有しない。
 - 4 名誉会員等は、この法人の代議員、役員及び委員になることはできない。

附 則

- 1 本細則の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は2024年3月12日から施行する。